

# ひと意見

4月22日に設定された東京電力福島第一原発警戒区域内に取り残された牛が、今なお行き場もなく被災し続けている現実を直視したい。警戒区域内の動物に対する国の対応はさまざまであった。5月1日に、国は「相馬野馬追」用の馬28頭の移動を許可した。10日からは、警戒区域内へ

東北大学大学院  
農学研究科教授

## 佐藤 衆介



の住民の一時立ち入りと運動して、ペットの保護、回収活動を実施した。一方、原発事故前に飼養されていた約3500頭の牛、約3万頭の豚、そして約67万5千羽の鶏に対しては、12日、所有者の同意を得て安楽死処分という方針を出した。現在、

豚と鶏は餓死あるいは殺処分によりほぼ全滅したが、牛については所有者の同意が得られていない場合も多く、いまだに数百頭が生きている。人との心理的関係の濃さの重視という発想からすれば、命の重さは、犬・猫（家庭動物）▽馬（展示動物）▽牛・豚・鶏（産業動物）という順で、これまで取ってきた国の対応は理解できなくも無い。しかし、天武4年（675年）の最初の殺生禁断

の詔勅「牛馬犬猿鶏の食を食うことなかれ」から、今日の動物愛護管理法「愛護動物とは、…牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、…」まで、一貫して仏教思想と役畜利用による農耕文明の精神的基盤を持つ日本人（農家）にとって、牛馬は特別な存在であり続けた。

今なお農家にとって牛は感情的には家族の一員であり、西洋人の考える肉や乳を生産する単なる産業動物ではない。牛に抱く農家の心情を考慮した場合、国は全頭殺処分指示ではなく、より細やかな対応があつてしかるべきであった。

殺処分された家畜の献体化（サンプリング）はもとより、殺処分を免れた牛を生かしたまま保存し、放射線物質汚染の実態を明らかにする中から、本当に殺す必要があつたのかの検証を、今後の政策選択の糧として遂行すべきである。殺処分を免れた牛たちは、絶滅危惧種の揺り籠の場所であるシバやスキの野草草原と新植林地の一次的草原を組む合わせた場所を確保し、そこに彼らを放牧することで、生物多様性や野生化した牛の生態研究の場を作るべく動き出した。それは、警戒区域内で畜産を営んできた人々へのせめてもの心使いであると同時に、文明国の務めでもある。

### 原発警戒区域に 取り残された家畜

### 殺処分以外の道を探れ